

【方針3】すべての住民が安心して暮らせる地域を作る

施策	取組主体
施策6 権利擁護の取組の推進（和光市成年後見制度利用促進計画）	市・社協
施策7 虐待の予防と対策の強化	市
施策8 統合型地域包括支援センターの整備	市
施策9 地域福祉推進協議会の設置と地域福祉コーディネーターの機能の充実	社協

～施策6 権利擁護の取組の推進～ （和光市成年後見制度利用促進計画）

施策の概要

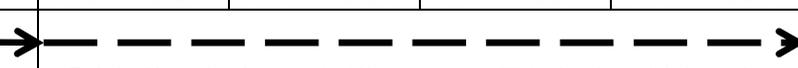
認知症や障害などで判断能力が十分でない人が、不利益を受けることなく、誰もが安心して地域で暮らし続けられる仕組みを構築することが権利擁護の基本です。地域福祉の観点から権利擁護¹⁶を推進し、成年後見制度¹⁷の利用促進や差別の解消に取り組みます。

住民懇談会等における住民の意見

アンケート調査では、権利擁護センターを知らない人が59.6%となっています。今後は広報活動を促進し、センターの周知活動を進めていく必要があります。

住民懇談会等においては、「認知症や障害について理解することは大事だ」や「高齢者が住みやすいまちになるといいな【子ども】」といった意見が出ました。

評価指標・目標値 具体的な施策や目標は和光市障害者計画・障害福祉計画、和光市長寿あんしんプランに別途定める

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
					
「成年後見制度利用促進計画」の最終年度に対応予定					

¹⁶自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障害者の代わりに、代理人が権利を表明すること

¹⁷認知症や知的障害、精神障害により判断能力が十分でない支援を必要とする人の財産などの管理や日常生活での契約を行い、本人の権利を守る制度です

市の取り組み

本市では、2016年（平成28年）5月施行の「成年後見制度の利用促進に関する法律」に基づき閣議決定された「成年後見制度利用促進計画」に則り、その計画の施策目標として掲げられた「地域における権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の要となる権利擁護センター（成年後見支援センター）を平成28年6月に設置しました。また、地域連携ネットワークの構築、中核機関としての権利擁護センターの位置づけ、市民後見人の養成等を盛り込んだ「和光市成年後見制度利用促進基本計画」を、「和光市長寿あんしんプラン」及び「和光市障害者計画・障害福祉計画」内に位置付けています。

一方、権利擁護のあり方については、地域における高齢者、障害者、その他の福祉に関して共通して取り組むべき、地域福祉の課題です。また、平成28年4月1日に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）について、対応を進める必要があります。これらの課題を克服するために、以下の施策を推進していきます。

1 成年後見制度の利用促進のための取組（和光市成年後見制度利用促進計画）

「成年後見制度利用促進計画」にかかわる具体的な施策や目標は、「和光市長寿あんしんプラン」及び「和光市障害者計画・障害福祉計画」において定めることとし、基本的な事項を本計画で以下のとおり定め、「和光市成年後見制度利用促進計画」として位置付けます。なお、国の「成年後見制度利用促進計画」は、平成29年度から令和3年度までの概ね5年間の計画であり、今後の見直し等について、注視する必要があります。

(1) 成年後見制度利用促進計画における基本的事項

「和光市権利擁護センター」

平成28年度に、社協への業務委託により開設した和光市権利擁護センターを、「成年後見制度利用促進計画」における、専門職による専門的助言等の支援の確保など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核機関として位置付けています。

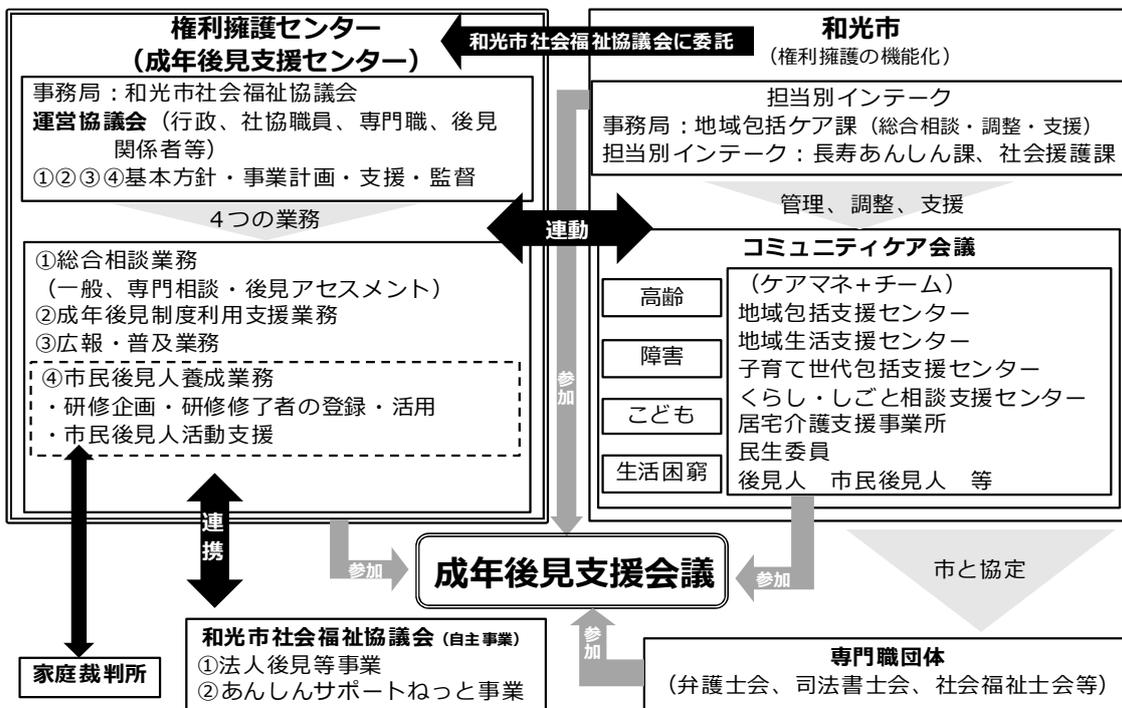
引き続き、下図の権利擁護にかかる関係機関の組織のイメージ（図表1）及び相談受理フロー（図表2）に基づいて、地域連携ネットワークとして機能させます。

「成年後見支援会議」

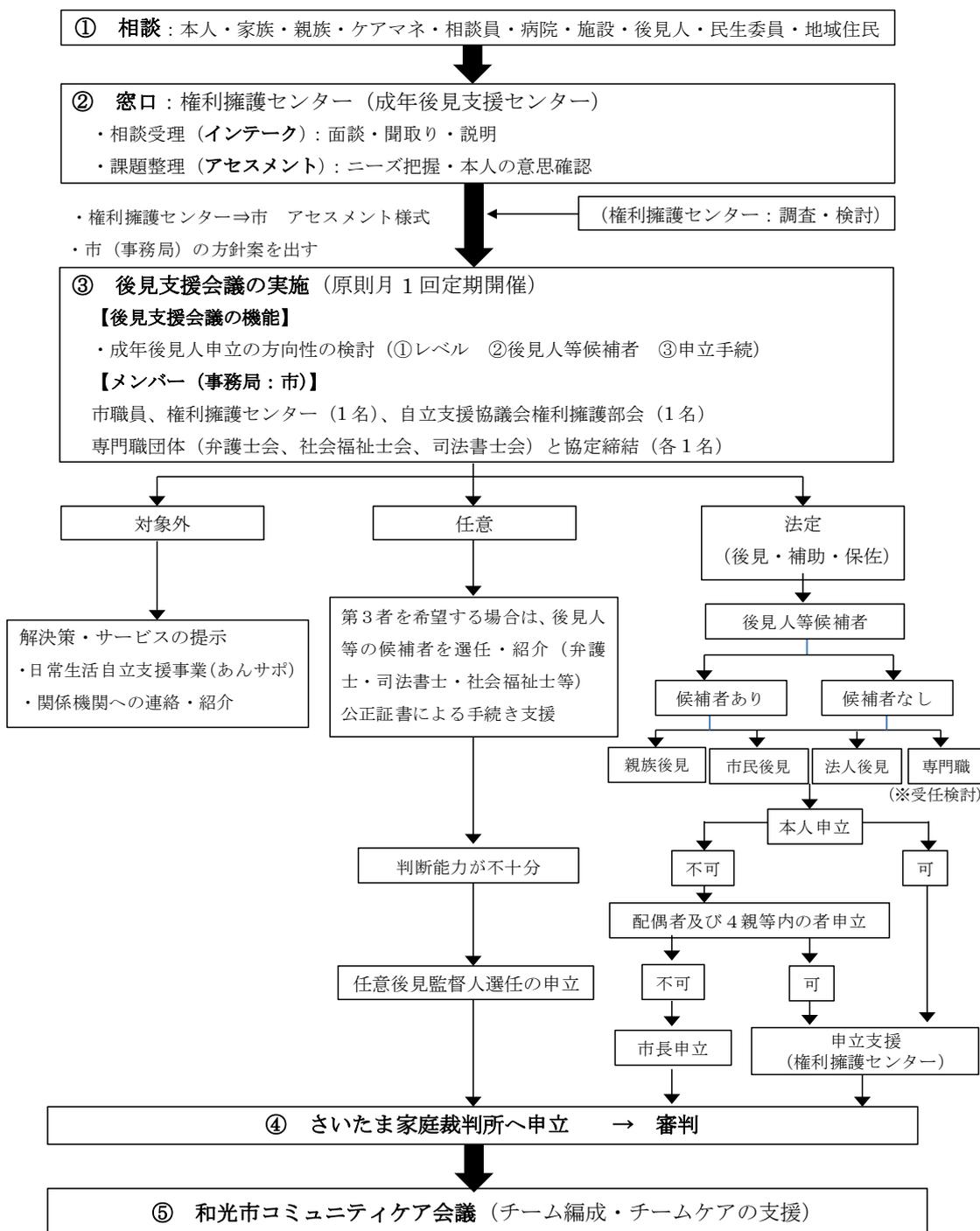
協議会として位置付けている成年後見支援会議では、個々のケースにおける権利擁護の部分、具体的には、適切な後見人等の推薦にかかる事項、後見開始後柔軟な後見人等の交代、市民後見人候補者から市民後見人の推薦、複数後見

のあり方などを検討します。また、専門職団体と地域の関係者が連携し、権利擁護における地域課題の検討・調整を行い、解決に向けて協議します。

権利擁護にかかる組織と機能のイメージ（図表1）



和光市における権利擁護の相談受理フロー



(2) 市民後見人¹⁸の養成と活動支援

成年後見制度の利用促進のほか、市民の社会貢献の場づくり、互助活動の推

¹⁸一般市民による成年後見人。研修を受けた市民が家庭裁判所から選任されます。本人に代わって、財産管理や施設の入居手続などの身上監護を行います。

進のため市民後見人の養成講座を引き続き行います。また、社協の法人後見事業と連携し、市民後見人の養成に努め、また市民後見人に選任された後の支援を行います。さらに、市民後見人養成講座修了者が、市民後見人に選任されるまでの適切な支援と効果的な活用の方法を検討します。

(3) 権利擁護センターの広報・啓発

引き続き、社協と連携し、支援を必要としている人が、適切に制度を活用できるように、権利擁護センターの広報活動を促進します。具体的には、市・社協のホームページの情報を充実させるよう見直し、また必要に応じて、その他有効な広報手法の検討を行います。

(4) 成年後見制度の利用に関する助成制度の継続

現在、「和光市権利擁護事業実施要綱」に基づいて行っている、本人の財産状況から申立費用、後見人等報酬、及び福祉サービス利用費用を負担することが困難な場合に、これらの費用を助成することで、成年後見制度等の利用促進をはかる事業を、引き続き実施します。

2 障害者差別解消法の対応

障害者差別解消法においては、障害を理由とする差別を禁止するため、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供等が規定されており、権利擁護を推進するうえで重要な取り組みといえます。本市においても、障害者差別解消法に基づき、地方公共団体における策定が努力義務とされている「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を定め、公表しています。

障害者差別解消法の具体的な対応については、「和光市障害者計画・障害福祉計画」において定めることとします。現在、障害者差別解消法については、内閣府に設置されている障害者政策委員会において見直しの検討が進んでおり、令和元年度中にも取りまとめされる見込みであることから、その結果について注視していく必要があります。

社協の取り組み

平成 28 年 6 月より権利擁護センターの受託運営を開始し、平成 30 年度からの法人後見事業では、令和 2 年 4 月現在 5 件の受任となっているほか、制度紹介や申し立て支援、市民後見人養成講座の実施等を行っています。一方、アンケート調査では権利擁護センターの認知度が低かったことから、権利擁護センターの周知を積極的に図るとともに、成年後見制度利用促進基本計画における中核機関としての機能を拡充し、引き続き、以下の取り組みを進めていきま

す。

1 権利擁護の相談窓口の拡充

認知症高齢者や障害者が、判断能力が不十分なために権利が侵害されないよう、本人やその家族などからの生活上の悩みや困りごとに対して、センター職員が問題を整理し、解決に向けての支援を行います。また、福祉サービスの苦情についての相談を受け付け、解決に向けて助言等を行っていきます。

2 権利擁護センターの拡充

成年後見制度の普及、権利擁護に関する相談支援、権利擁護講演会、市民後見人養成等の事業を行っていきます。

また、権利擁護事業推進委員会の開催や障害者相談事業所、地域包括支援センター等関係機関と協働し、総合的な相談支援体制を強化していきます。

3 福祉サービス利用援助事業¹⁹（あんしんサポートねっと）の拡充

福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）の周知と利用を推進します。また、事業を支える「生活支援員」の養成を併せて行います。

4 法人後見事業

地域に根差した法人後見事業の普及と、長期的・安定的な運営を図ります。また、この事業を支える「法人後見支援員」の確保については、市民後見人養成事業と連携して行います。

5 障害者等への差別解消に向けた啓発の推進

障害者への差別解消や、障害のある人もない人もお互いのことを理解・尊重し、すべての人が安心して暮らしていける地域共生社会の理解を広げるため、地域単位での講座や学習会を行っていきます。

住民の取り組み

- ・差別や虐待で困っている人を見かけたら声をかける、あるいは市・社協等の相談窓口につなげます。
- ・市民後見人の養成講座をはじめ、後見制度やあんしんサポートねっとなど、権利擁護に関する講演会等の機会を活用して、制度について習得します。
- ・地域住民同士がつながりあうことで、孤立を生まない地域を目指します。

¹⁹物忘れなどがある高齢者や、知的障害・精神障害のある方などが、安心して生活が送れるように定期的に訪問し、福祉サービスの利用や暮らしに必要なお金の出し入れなどを支援する事業です

～施策7 虐待の予防と対策の強化～

施策の概要

児童や高齢、障害、またそれらを含む家庭内において、権利擁護の基本である「誰もが安心して暮らし続けられる」権利を侵害する虐待・DVの予防・防止対策を強化します。

具体的には、すでに日常生活圏域に整備されている高齢・障害・子ども子育て・生活困窮の各包括支援センターを地域の窓口として、当事者や近隣住民からの虐待等にかかる情報を収集します。各拠点で収集した虐待にかかる情報については市所管課にて集約し、必要な支援・措置を検討、実施します。

評価指標・目標値 和光市子ども・子育て支援事業計画等の関係計画に定める

市の取り組み

1 虐待に対する適切かつ迅速な対応

近隣住民や当事者から寄せられた情報や、市が実施する各種施策において把握した虐待リスクについて、アセスメントを行い、関係機関と連携し、児童・世帯の状況に応じた必要な対策を迅速に行います。

2 虐待の予防啓発

住民に対し広く虐待予防の啓発を行うとともに、虐待リスクのある世帯については継続的に関わっていく寄り添い型の支援によりリスクの低減を図ります。

社協の取り組み

1 虐待の予防と早期発見につながる啓発活動の推進

虐待防止の取り組みとして、児童、障害者、高齢者などの本人のみならず、その養護者等を孤立させない環境づくり等、虐待の予防と早期発見につながる啓発活動を推進します。

2 関係機関等との連携強化

虐待に関する情報発信、受診の機会を設定し、各支援機関との連携を強化します。また地域住民や関係機関に向けて講習会・勉強会を実施します。

3 適切な相談支援の実施

相談支援においてはリスクアセスメントシートを活用し、適切な支援方法、見守りを強化していきます。

住民の取り組み

1 地域における見守り

虐待のリスクがある世帯については、地域において見守りや声かけを行い、虐待予防やリスクの低減に努めます。

2 行政等への情報提供

近隣において虐待行為や虐待が疑われる世帯などを発見した場合は、速やかに市、児童相談所、警察及び民生委員等に情報提供します。

～施策8 統合型地域包括支援センターの整備～

施策の概要

本市では、高齢者施策の地域包括支援センター、障害者施策の地域生活支援センター、子ども・子育て支援施策の子育て世代包括支援センター、生活困窮者支援施策の暮らし・仕事相談センターがそれぞれ機能しています。これらのセンターが有する機能を統合し、組織や制度の縦割りを解消して、相談・支援・調整の効率化とケアマネジメントの一元化を図るために、平成30年5月に、中央エリアにおいて、「統合型地域包括支援センター」を開設し、モデル的に事業を実施しています。

今後、中央エリアでの実施状況の検証を行った上で、北と南エリアの実情を踏まえた効果的な運営ができる整備手法を検討し、統合型地域包括支援センターの設置を進めていきます。

評価指標 統合型地域包括支援センターの設置数

目標値 令和4年度まで中央、北、南の3エリアに統合型地域包括支援センターを整備

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
→			→		
統合型地域包括支援センターのあり方の整理	北・南エリアにおける統合型地域包括支援センターの設置（整備手法・事業者選定の検討も含む）		統合型地域包括支援センターのあり方等について、必要に応じて評価、見直しの検討		

～施策9 地域福祉推進協議会の設置と地域福祉コーディネータ

一の機能の充実～

施策の概要

地域における住民活動を活発に進めていくため、日常生活圏域ごとに地域福祉推進協議会を整備し、関係団体との交流と連絡調整、地域の情報や目指すべき将来像に向けた取り組みの共有により、さらなる地域の活性化へとつなげていきます。

また、地域活動を支える地域福祉コーディネーターは、地域福祉推進協議会と地域の状況や課題などについて情報を共有し、専門職等関係機関との会議において介護予防と生活支援、社会参加の場となる住民活動につなげる役割を担います。

評価指標 地域福祉推進協議会を整備する

目標値 令和7年度までに全日常生活圏域に地域福祉推進協議会を整備する

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
					➔
	1カ所 南エリア		1カ所 中央エリア		1カ所 北エリア

社協の取り組み

1 日常生活圏域での地域福祉推進協議会の設立

地域の関係団体、地域住民、ボランティアなど、さまざまな団体や個人から構成される地区社協が、日常生活圏域ごとに地域福祉推進協議会を設立するための支援を行います。

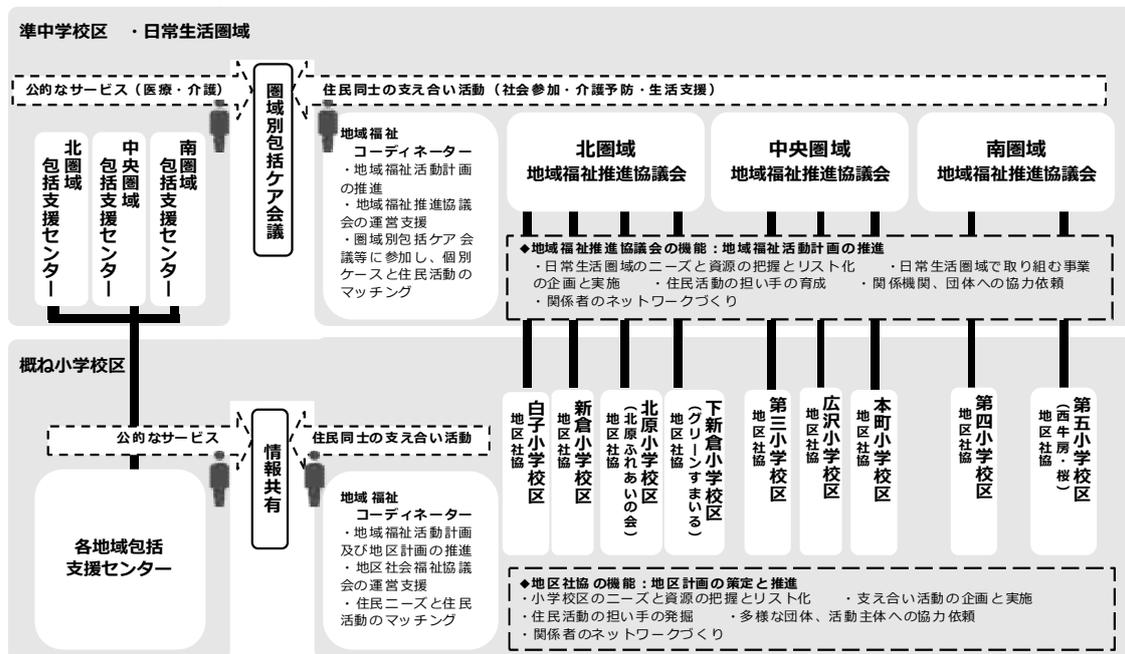
具体的には、令和3年度に南エリア、令和5年度に中央エリア、令和7年度に北エリアに地域福祉推進協議会を設立します。また、各地区社協の事業などについては、必要に応じて研修などの機会を設けていきます。

2 住民と関係機関とのハブとしての地域福祉コーディネーター

地区社協の設立及び運営支援を行う以外に、小学校区の地域福祉コーディネーターは、支援が必要だと思われる住民に対して、早期に地域包括支援センターなどの相談機関につなぐ役割を担っています。日常生活圏域（準中学校区）の地域福祉コーディネーターは、専門職等からなるケア会議に出席し、ケースの対象者を生活支援と介護予防、社会参加の機能を持つ地区社協等の住民活動

へ積極的につなぐ役割を担っています。

地域福祉推進協議会、地区社協、地域福祉コーディネーターの機能（イメージ）



住民の取り組み

- 1 標準中学校区（日常生活圏域）内にある他の小学校区の現状と目指すべき将来像、それに対する地区社協の取り組みを共有します。
 - ・共有した内容をそれぞれ地区社協の取り組みに反映します。
 - ・地区社協（小学校区）ごとに対応するよりも高い効果が認められることは地域福祉推進協議会（日常生活圏域）で取り組みます。
- 2 日常生活圏域を担当する地域福祉コーディネーターに住民活動によるサロンが新規に立ち上がるなどの情報提供を行います。
 - ・それぞれの日常生活圏域にある地域包括支援センターとつながり、地域包括ケアシステムを推進します。
 - ・ケア会議にあがる対象者を地区社協が実施するサロン活動などに迎え入れ、社会参加や介護予防、生活支援につなげます。
 - ・小地域福祉活動²⁰などがリスト化されることで住民が主体的に活躍の場につな

²⁰「小さな地域」で行われる住民の『支えあいの活動』です。「地域」にある困りごとや気になることに対して、気づきあったり、助けあったりと解決のためにみんなで取り組んでいく活動です。具体的には見守り活動やふれあいサロン活動などです。

がることが出来ます。

3 顔の見える関係の構築を目指します。

- 例えば、市民が共通して重要だと考える防災においては、複数の小学校区の住民が公民館や中学校等に避難してくることを想定し、それぞれ小学校区地区社協等からなる地域福祉推進協議会が避難所運営に積極的に関わり、顔の见えない住民同士の顔つなぎをします。